

発行 伊藤ひであき事務所 豊橋市東田町西前山144-14 TEL 0532(53)3483 FAX (53)3809
EMAIL : hide@apli.co.jp インターネットホームページ <http://www.itouhideaki.com/>

「負担増」の時代の福祉の公明党

「福祉の旗」を降ろしたのか

市民の皆さんに「住民税のお知らせ」が届けられた6月中旬から、市役所窓口には連日、一日300件を越える問い合わせ電話が鳴り続けました。続いて「介護保険料」、「国民健康保険料」の「納付書」が届けられ、知らされた納税額や保険料にびっくり、大慌てで問い合わせたこと、電話は今も続いています。

これはいうまでもなく一昨年の税制改正で65歳以上のお年寄りに適用されてきた公的年金控除の上乗せ廃止、老年者控除の廃止、定率減税の段階的廃止が決まって、昨年から実施されてきました。これらによる税収増分は安定した年金制度の確立のため、基礎年金の国庫負担割合の引き上げのための財源に充てられることになっています。

税は前年の所得に対してかかるので、影響は今年から出てきているのです。この税制改正で年金収入は変わらないのに、住民税が新たに課税された人が豊橋市内でも3700世帯にのぼるのです。所得額などをもとに算定する介護保険料や、国民健康保険料もアップしているのが実態です。

こうした中で「公明党は“福祉の旗”を降ろしたのか。公明党は“弱者の味方”ではないのか」といった声が私たちにも寄せられています。

応能負担で制度維持

すでにご承知の通り我が国は、世界に類を見ない超高齢社会を迎えています。こうした中で、将来にわたって社会保障制度を持続・維持していくためには、現役世代が負担可能な範囲に給付を適正化することです。

現役世代が負担に耐え切れなくなれば、社会保障は土台から崩れてしまいます。こうした観点から、現役世代との公平等を図るため、一定以上の収入のある高齢者の方については、収入に応じた税負担をお願いすることになったのが税制改正のポイントです。

この結果、65歳以上の夫婦世帯の所得税の課税最低

限は、約216万円、地方税の非課税限度額は222万円(この数字は、夫の年金収入で、妻が基礎年金を満額受給している場合は、79.2万円が世帯の収入に加わる)になりますが、それでも現役世代の給与所得者の課税最低限:所得税156.6万円、住民税:145.5万円に比べ、見直し後も有利になっています。

標準家庭の生活は守った

そして何よりも大事なものは、標準的な年金(夫199.9万円、妻79.2万円 計:279.1万円)のみで生活されている高齢者の夫婦世帯、また、それ以下の世帯には、税金がかからないことを意味します。これは、私たち公明党の強い主張により実現したものです。

6月14日に成立した医療制度改革関連法案においても、70歳以上の高齢者の窓口負担は3割に引き上げられることになりましたが、この対象は現役並み所得者(夫婦2人で年収621万円以上)のことで、住民税非課税世帯については自己負担限度額を現行通り(外来の場合月額8000円)に据え置かれています。

超少子高齢化の中で、社会保障制度維持のためには一定の負担増は避けて通れないのが現実ですが、それでもなお低所得者や社会的弱者の生活は絶対に守ると公明党が戦っているからです。

ムダ追放と「支え手」の増加へ全力

国民に負担増を強いる前に行政のムダや特権を徹底的になくすべきであり、公明党がしがらみのないなかで大胆に推進する「事業仕分け」手法や、公務員の純減、ムダな公共事業の廃止、入札改革によるコスト削減など手綱を緩めることなくリーダーシップを発揮していきます。

そして、最も大切なのは社会保障の「支え手」を増やすことであり、もう一つは予防と自立支援です。ゆえに公明党は「少子社会トータルプラン」を発表し、医療と介護を予防重視型へと転換するリード役を果たしているのです。

まさに「少子高齢化社会」のなかにおける「福祉の公明党」の存在意義はここにあります。 (END)